

女性差別撤廃条約実施状況についての
日本政府第 4・5 次報告書に対する
IMADR-JC 報告書

**マイノリティ女性に対する
複合差別**

欠落している視点と政策



2003 年 6 月

反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)

〒106-0032 東京都港区六本木 3-5-11
Tel: 03-3568-7709 Fax: 03-3586-7448 E-mail: imadrjc@imadr.org
URL: <http://www.imadr.org>

目 次

1. 日本政府の決定的な問題点：欠落しているマイノリティ女性への視点と政策-----	1
2. 女性差別撤廃委員会が注目すべき具体的諸問題	
A. 問題となっているマイノリティ集団-----	1
B. 差し迫った問題や論点	
(1) 朝鮮学校に通う少女たちへの憎悪犯罪や暴力 [第 2 条] -----	2
(2) 沖縄の米軍男性による性犯罪の防止 [第 2 条] -----	2
(3) ドメスティック・バイオレンスの非日本人被害者に対する支援 [第 2 条] -----	3
(4) 人身売買の防止と被害女性への支援 [第 2・6 条] -----	3
(5) 在日コリアン女性の直面する困難 [第 3・7・10・11 条] -----	3
(6) 雇用が不安定で、教育権保障も不十分な部落女性 [第 3・10・11 条] -----	3
(7) アイヌ女性のエンパワメント [第 3・10・11 条] -----	4
(8) 移住労働者、難民認定申請者、人身売買された女性のヘルスケアへのアクセス [第 12 条] -----	4
C. 関連する国連文書 -----	4
3. 提言 -----	5
付属文書 1：日本のマイノリティ集団に関する背景情報 -----	6
付属文書 2：日本における人身売買に関する追加情報 -----	8

1. 日本政府の決定的な問題点：欠落しているマイノリティ女性への視点と政策

日本政府は、国籍、民族的出自、市民権ないし法的地位にかかわらず領土内の女性すべての人権を促進・擁護する義務を条約の下で負っているにも関わらず、国籍・人種・民族・世系（門地）においてマイノリティに属する女性（以下「マイノリティ女性」¹）の状況について報告していない。

日本には、ジェンダーによる差別だけではなく、国籍、民族、先住性、世系（門地）、市民権ないし在留資格を持たないこと、移住労働者・亡命申請者・難民という地位、を理由とする差別にもさらされているマイノリティ女性が、まぎれもなく存在する。様々な要因が絡み合った複合差別を受けているマイノリティ女性は一般に、社会的・経済的に周縁化され、生活のほとんどあらゆる側面において同一集団内の男性やマジョリティに属する日本人女性よりも大きな困難に直面している。必然的に、虐待、暴力、搾取を受けやすい。

しかし、日本政府報告書には、複合差別の被害者であるマイノリティ女性の現状、ならびに、条約の規定に違反する法令から彼女たちを守り、侵害から救済し、社会的な権利や地位を促進するための政府の方策についての記述がほとんどない。

政府はまた、報告手続きにおいてだけでなく、（より重要なことだが）行動計画を策定したり対策を講じたりするに際して、マジョリティ集団に属する日本人女性に焦点を当てている。さらにいえば、増えつつけるマイノリティ女性の現実を知って彼女たちを支援することへの関心も熱意もほとんど見せていない。彼女たちに関するほとんど何の統計もデータも存在しない。マイノリティ女性にはっきりと照準を合わせた対策は、法的なものであれ行政的なものであれ、皆無に近い。

これは、「**条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとること**」を締約国に課した第 24 条に違反している。のみならず、条約前文において、締約国が「**アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調**」する、と述べられている事実にも抵触しているといえよう。

2. 女性差別撤廃委員会が目すべき具体的諸問題

A. 問題となっているマイノリティ集団は次の通りである。²

- 世系（門地）を理由に差別・隔離されている被差別部落の人々。
- 数世代にわたり日本に住んでいる最大の民族的マイノリティとしてのコリアン。彼らのうち 520890 人（2000 年現在。政府調査による）が日本国籍を持っていない。
- 日本の主要な 4 つの島々のうち最も北に位置する北海道に住む先住民族であるアイヌ。
- 日本列島の南部に位置する琉球諸島に住み、先住民族と言われる沖縄の人々（19 世紀に日本に併合されるまで、現在の沖縄県にあたる琉球諸島には琉球王国が存在した）。

¹ このレポートで「マイノリティ女性」として扱う対象は、人種差別撤廃条約で定義されている人種差別（人種・民族・世系（門地）に基づく差別）を受けている集団に属する女性と、国籍・市民権を理由とする差別を受けている女性に限定することとする。それ以外の一般にマイノリティ集団に属すると考えられている女性（障害を持つ女性、レズビアンなど）については、ここでは言及していないことを断っておく。

² 各マイノリティ集団についての詳細は付属文書を参照。また、被差別部落・アイヌ・在日コリアンの女性の状況に関しては、それぞれの当事者団体（部落解放同盟、北海道ウタリ協会札幌支部、在日韓国民民主女性会、在日本朝鮮人人権協会）からレポートが提出されているので参照されたい。

- e) 主としてアジア・ラテンアメリカ諸国からの移住労働者。
- f) タイ、コロンビア、中国、台湾、韓国、フィリピンなどの国から人身売買され性産業に送り込まれている女性たち。
- g) 日本人男性と結婚している非日本人女性(その多くが東欧やアジア諸国からの「メール・オーダー・ブライド」である)。

a) ~ d) に掲げたマイノリティ集団、すなわち被差別部落民、在日コリアン、アイヌ民族、琉球(沖縄)民族に対する構造的な差別と剥奪が歴史的に存在する中で、これらの集団に属する女性の多くが、政治的・公的活動(7条)、教育(10条)、雇用・職業訓練(11条)の機会の制約を受け、低所得による不利益を被っている。言いかえれば、そうした女性たちは「あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において……女子の完全な能力開発及び向上を確保」(第3条)されていない状態にある。このような土壌があるからこそ、e) f) g) で挙げたいわゆる「ニューカマー」に対する十分な人権保障がなされないのだといえる。

B. 上記の諸集団に属する女性に関わる差し迫った問題や論点には、例えば次のようなものがある。

(1) 第2条: 朝鮮学校に通う少女たちへの憎悪犯罪や暴力

民族衣装の制服を着た朝鮮学校の女子生徒に対する憎悪犯罪や暴力が2002年9月以降、急増している。これは、20~30年前に起きた朝鮮民主主義人民共和国(以下「北朝鮮」)政府による日本人の拉致をめぐる、日本と北朝鮮の間の政治的論争が引きがねとなって起きたものである。そうした犯罪は過去、日朝間に政治的緊張が生じるたびに繰り返されてきた³。しかし、朝鮮学校の周りに警備担当者を配置するといった応急処置以外は、いかなる効果的な予防策もとられてこなかった。それどころか日本政府自体が、朝鮮半島の言語・歴史・文化を教える朝鮮学校の教育を日本の正規の教育として認めず、差別を助長している。人種差別撤廃委員会の最終所見にもかかわらず、日本政府がいまだに差別禁止法を制定していないこともあり、上記のような暴力を防いだり、犯人を逮捕・起訴・処罰する手立ては講じられていない。

(2) 第2条: 沖縄の米軍男性による性犯罪の防止

第2次大戦中から半世紀以上にわたって、沖縄には米軍が駐留している。そのような状況下、沖縄の女性は米軍男性による強かんや殺戮などの暴力犯罪と人権侵害を被り続けている。あるNGOの調査によれば、1945年3月に米軍が沖縄に上陸して以来、2001年6月までに、米兵による沖縄女性への性犯罪が500件以上確認されている⁴。かつては今以上に被害女性が声をあげにくかったために、実数には程遠いが、それでもこれだけの性犯罪が確認されているのである。いずれにせよ、このデータが氷山の一角にすぎないことは間違いない。

日本政府は、基地が特に集中する沖縄の女性・少女の安全と人権を確保し、犯罪を防止し、犯人を起訴・処罰するための有効な措置をとってこなかった。このような怠慢は、沖縄の女性・少女が置かれた複合的な差別構造の温存に大きく加担するものである。日米地位協定に女性・少女の安全確保のための措置が盛り込まれるよう、日本政府は早急に対策を講じる必要がある。

³ 例えば1998年に北朝鮮政府が日本の領海にミサイルの発射実験を行ったとされた時や、1994年に北朝鮮の核兵器保有疑惑が浮上した時などにも見られた。

⁴ 基地・軍隊を許さない行動する女たちの会『沖縄・米兵による女性への性犯罪(1945年4月~2001年6月)第5版』、2001年

(3) 第2条: ドメスティック・バイオレンスの非日本人被害者に対する支援

2001年に制定された「配偶者の暴力からの防止及び被害者の保護に関する法律」は日本人でないドメスティック・バイオレンス被害者にも適用されることになっているが、言語の壁や在留資格がないことが仇となって、実際はそうした人々は公的な保護の枠外に置かれている。彼らはシェルターの不足、医療的・精神的ケアや法的保護の欠如にさらされている。彼らは法律上は不法滞在者・不法就労者の地位にあるため、当局に助けを求めにくい。

(4) 第2・6条: 人身売買の防止と被害女性への支援⁵

タイ、コロンビア、中国、台湾、韓国、フィリピンといった国々から多数の女性が、人身売買あるいは密入国の形で性産業へと送り込まれている。この問題に対し日本政府は主として、人身売買業者の訴追へ被害者の協力を求めるのではなく、入国管理を強化し被害者/サバイバーをできるだけ早く強制送還する、という対応を取っている。日本の現在の国内法には、人身売買という行為を禁止する規定がない。売春周旋者やブローカーには、不法就労の斡旋に対する軽い刑罰のみが適用される。雇用者を債務奴隷にすることによって彼らの基本的人権を侵害するという雇用主の行為が有罪にならない一方で、不法就労は行政罰のみならず刑事罰にもなる。被害者/サバイバーには、永続的なものはおろか一時的な在留許可さえも提供されず、安全な避難所や、必要な医療的・精神的ケアを与える措置がとられていない。彼女たちが犯罪者扱いされることが多い一方で、真の犯罪者(人身売買業者)は刑罰を受けることなくその活動を遂行している。

加えて、人身売買の被害に遭い性産業に従事している女性は常にやくざの監視下におかれ、大使館や彼女たちの顧客による援助・協力があつた場合を除き、一時保護施設へ避難できる女性の数は極めて限られている。(売春防止)法は都道府県に婦人相談所の設置を義務付けていて、それらが2001年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の成立により配偶者暴力相談支援センターの機能を持つようになった(女性差別撤廃委員会の事前質問票・第12問への政府回答でも触れられている通り)。しかし、これらの施設は、特に日本語以外の言語によるサポートという面で、人身売買の被害者である外国人女性を受け入れられる機能をいまだに持ち得ていない。結果として、外国人女性を受け入れているのは一部の民間シェルターに過ぎない。

(5) 第3・7・10・11条 在日コリアン女性が直面する困難

在日コリアン女性は、国籍差別、民族差別に加え、複合的な性差別を受けている。国政への参政権のみならず多くの場合、地方参政権も持っておらず、「女性の政策決定の場への進出」を言う以前に、そもそも政治と遮断されたところにいる。雇用の場においても、一部の自治体が国籍条項を撤廃しているものの、在日コリアンは公務員になる資格がない場合が多い。在日コリアン女性は就職活動の場においても、雇用者から在日コリアン男性にもまさる複合的な差別を受けている。教育を受ける権利も十分には保障されていない。在日一世の高齢女性は、かつての日本の植民地政策の中で母語を奪われ差別の中に置かれたため、在日一世の男性よりも、日本人女性よりも、非識字率が高くなっている。

(6) 第3・10・11条: 雇用が不安定で、教育権保障も不十分な部落女性

世系(門地)に基づく差別を受けている部落の人々は、特に結婚と就職においていまだに社会的・経済

⁵ 巻末の「付属文書2: 日本における人身売買についての追加情報」も参照のこと。

的に取り残され苦しんでいる。たとえば、2000 年に行われた大阪府の部落問題についての自治体調査によると、部落女性の失業率は部落出身でない女性に比べて著しく高い（部落女性：8.2%、大阪の女性：5.6%）。調査から、被差別部落では女性のほうが男性より失業や不安定雇用に苦しんでいる実態が見える。日本経済の不況の結果、被差別部落内の正規雇用率は 1990 年以降急速に低下した。しかし、正規雇用の男性の割合が 78.8%であるのに対し、正規雇用の女性の割合は 51.4%にすぎない。

また、教育の分野においても、被差別部落の女性と、部落内男性・マジョリティ女性との間の大学進学率における格差が存在する。子どもの教育に対する保護者の関心が低いという実態もあり、特に女の子には高等教育は必要ないと考える保護者も依然として多い。非識字率は減少傾向にあるものの、読み書きに不自由している部落女性は、部落内の男性と比較しても多くなっている。

(7) 第 3・10・11 条： アイヌ女性のエンパワメント

政府が 1997 年制定した「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(以後「アイヌ文化振興法」)が施行された後も、いまだにアイヌ女性は社会的・経済的に取り残された状態におかれている。なぜなら同法は文化的問題のみを扱ったものだからである。日本の先住民族であるアイヌは、不当に奪われた土地や天然資源を回復することなく、構造的差別とその結果である経済的・社会的不利益を、民族集団として被り続けている。生活保護に頼るアイヌの割合は、同じ町や地域の日本人住民のそれよりも高くなっている。アイヌの貧困の悪循環は、50 歳を超えるアイヌの間での非識字率の高さによっても増幅されている。読み書きができないことによって、そうしたアイヌの人々は賃金の低い原始的産業や肉体労働をする仕事にしか就くことができない。それは、彼らが自分たちの子どもに、より高度な教育をはじめとする上昇の機会を提供できる経済的資源を持たないことを意味する。アイヌ女性は個人としてだけでなく、アイヌの男性と子どもの妻や母としてこうした事柄の影響を被っている。女性としてと同時にアイヌとして複合差別が及ぶということは、同じ事柄が、アイヌ男性よりもアイヌ女性のほうに深刻に影響を及ぼすということの意味する。

(8) 第 12 条： 移住労働者、難民認定申請者、人身売買された女性のヘルスケアへのアクセス

移住労働者（とりわけ在留資格を持たない）・人身売買被害者・難民認定申請者の場合、日本においては適正な生活水準と医療的ケアへの基本的な人権は最低限しか守られず、侵害されることもかなり多い。そうした立場にある女性は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツも保障されず、社会福祉や無料の医療的ケアが必要なときでさえ、それらのサービスが受給可能な存在として認識されない。というのは、社会保障制度は日本国民と日本国民と日本に 1 年以上合法的に滞在する外国人に対してのみ保証されるからである。人身売買の被害にあった女性に関する場合、いくつかの病院とソーシャル・ワーカーによって、特に HIV/AIDS 予防の観点から、外国人性産業従事者に対する無料健康診断を行っているが、ごく限られた地域でのみ実施されているため、サービスを利用することのできる女性は大変限られている。

C. 関連する国連文書

人種差別撤廃委員会の日本についての最終所見（UN Doc.CERD/C/58/Misc.17/Rev.3 [2001 年 3 月] 第 22 段落）

人種差別撤廃委員会一般的勧告 25：人種差別のジェンダーに関連する諸側面、2000 年 3 月 20 日
反人種主義・差別撤廃世界会議に対する女性差別撤廃委員会からの提案
(CEDAW/C/2001/I/CRP.3/Add.9)

ダーバンの反人種主義・差別撤廃世界会議で採択された行動計画、第 49・51・52・53 段落

3. 提言

- (1) 日本政府は、自らが女性差別撤廃条約の下で、国籍、民族的出自、市民権ないし法的地位にかかわらずなく領土内の女性すべての人権を促進・擁護する義務を負っていることを認識すべきである。
- (2) 条約実施状況についての次回報告書には、ジェンダー別および国籍・民族集団別の社会経済的データ、そして性的搾取や性暴力などジェンダーがからむ人種差別を防止するためにどんな措置がとられているかを記載するべきである。

特記事項： これは、人種差別撤廃委員会（CERD）が日本についての「最終所見」（UN Doc. CERD/C/58/Misc.17/Rev.3 of 20 March 2001）第 22 段落で行っている勧告である。そこには次のように書かれている：「委員会は、締約国が次回の報告書に、ジェンダーならびに民族のおよび種族的集団ごとの社会・経済的データ、ならびに性的搾取および性暴力を含むジェンダー関連の人種差別を防止するためにとった措置に関する情報を含めるよう勧告する。」

- (3) 日本政府は率先して、マイノリティ女性の状況に関するデータを収集し調査を実施すべきである。マイノリティ女性に対する複合差別の視点が、日本在住者に関係するすべてのデータ収集・調査・分析に導入され盛り込まれるべきである。用いられた方法論と明らかになった結果は公表されなければならない。

特記事項： この提案は、2001 年ダーバンで開かれた「人種主義・人種差別・外国人排斥および関連する不寛容に反対する第 4 回世界会議」（WCAR）の「宣言」（前文）と「行動計画」（第 94 段落）に拠っている。

- (4) 日本政府は地方自治体や市町村と協力して、マイノリティ女性に対する複合的差別の防止と除去、ならびにマイノリティ女性のニーズに合った支援やサービスの提供にむけて、具体的な措置をとるべきである。政策や措置の策定・実施に際しては、マイノリティ女性（もしくはその代弁者）の効果的な参画が保障されるべきである。

特記事項： これは、2001 年ダーバンでの第 4 回 WCAR で採択された行動計画（第 49・51・52・53・59 段落）に沿ったものである。

- (5) 日本政府は、人身売買業者（ブローカーや売春周旋者）を有罪とし、人身売買の被害者の人権と安全を守るための法的、行政的措置を確立するべきである。
- (6) マイノリティ女性の人権侵害からの救済がより十分になされるようにするためにも、日本政府はできるだけ早く、個人通報制度に関する 1999 年の女性差別撤廃条約選択議定書を採用するべきである。

特記事項： これは、2001 年ダーバンでの第 4 回 WCAR で採択された行動計画の第 78 段落(g)に沿っている。そこでは、女性差別撤廃条約とその選択議定書に署名、批准あるいは加盟することを検討するよう各国に促している。

付属文書 1: 日本のマイノリティ集団に関する背景情報

被差別部落の人びと

日本には、門地により差別される社会集団、被差別部落民が存在する。被差別部落を生み出した身分制度は、中世の社会的差別を前提として、16世紀末の豊臣時代から、17世紀前半の江戸時代の初めにかけて成立したとされている。被差別部落民は、「穢多」(非常に穢れている)や「非人」(人でない)と呼ばれ、社会の最底辺に位置付けられた。

明治維新後1871年に被差別部落民について「穢多」や「非人」等の名称を廃し、他の平民と同様に扱うべきという「解放令」がなされた。しかし、実質的な内容は「平等な扱いというよりも平等な課税(いくつかの部落では、職業上、納税が免除されていた)」であったため、この布告は差別問題を解決しなかった。むしろ、新たな困難を生み出し、現在にいたる差別を再構成した。

1993年の政府調査によると、現在日本には4442箇所の被差別部落と90万人の被差別部落民がいるとされている(但し、運動体や研究機関は6000箇所、300万人と報告している)。自らの闘いにより、住居環境の改善など、数多くの権利を勝ち取ったが、部落の人びとに対する社会の偏見は根強く、いまだ結婚、就職などにおいて差別を受けている。問題解決のために1969年に特別措置法が制定されたが、2002年3月に期限が切れ、その後、国のレベルでは実態調査が実施されておらず、部落差別撤廃の方針が示されていないという問題がある。

在日コリアン

1910年に始まる日本の植民地支配の下で、朝鮮半島の人びとは日本国民として日本に住むことを強制され、同化政策によって母語や名前、アイデンティティなどを奪われた。しかし、「日本人」とされながらも、法制度上などで日本人とは明らかに区別され、差別された。

戦後、1952年のサンフランシスコ講和条約によって日本国籍を失った在日コリアンは、外国人として登録させられた。それにより参政権などの基本的な権利を制限された。また、教育や就職、結婚、福祉の面でも差別を受けてきた。

現在、ニューカマーを除く在日コリアン75万人のうち、約24万人が日本国籍を取得している。しかし、民族名を名乗っている場合、彼らは韓国籍の在日コリアンと同様に日本人からの民族差別を受けている。政府が差別の是正に必要な措置をとってこなかったために、そうした差別的な状況が助長されてきた。

在日コリアンが民族として尊重され人権を保障されなければ、差別はなくなるらない。

移住労働者、移民、定住外国人、難民

2001年12月現在、戦時日本に連れてこられたコリアン・台湾人とその子孫を除き、日本に住む移住労働者、移民、難民、定住外国人は約120万人(総人口の1パーセント)存在する。

年々、定住・就労外国人が増えているにもかかわらず、日本国内の外国人に対する施策は改善されていない。外国人排斥と差別は根強く存在し、外国人労働者の酷使・低賃金、入居・教育・医療などの公共サービス、司法的救済など、様々な場面で表れている。

このような状況が継続して存在するにもかかわらず、政府は外国人労働者の権利を守る効果的な政策を打ち出していない。

1981年から2001年までの21年間で、難民申請者数は2782人。それに対して難民認定者数は312人である(日本の難民条約加入は1981年)。日本の難民審査は、とても厳しく、不透明、恣意的なもので、申請者に並外れて重い立証責任を課すなど非常に厳格なものとなっている。さらに、難民受け入れ後も、社会保障などが適切に保障されておらず問題となっている。

【先住民族 アイヌと琉球／沖縄の人びと】

アイヌの人びと

アイヌ民族は、もともと本州東北地方北部から北海道、千島列島、樺太南部におよぶ広い範囲をアイヌモシリ（人間の大地）として先住し、独自の宗教と文化を持っていた。

明治時代にアイヌ民族の同化政策が積極的に進められ、1869年にアイヌの土地は一方的に「北海道」と改称され、1877年には無主の地として日本の領土とされた。本州からの移民を奨励する植民地策によって少数者となったアイヌ民族は、土地を奪われ、伝統的な経済生活や生活様式を破壊された。アイヌ民族は同化を強制される一方で、差別的な扱いも受けてきた。「北海道旧土人保護法」（1899年交付、1997年廃止）は、先住民族であるアイヌの人々を二級市民として法制度的にも差別したものである。

現在、アイヌの人々は日本に約5万人いると想定され、現在でも就職や結婚、教育の面で厳しい経済的格差や社会的差別を受け続けている。

1997年、日本で初めてアイヌの人々を民族集団として位置づけたアイヌ文化振興法が公布され、また彼らを先住民族として認めた最初の判決が札幌地方裁判所によってなされた（二風谷ダム裁判、E/CN4/2003/90/Add.1）。しかしながら、両者ともアイヌ民族の包括的な諸権利を保障するものではない。日本政府は、政府が彼らの民族としての権利を組織的に破壊、否定してきた歴史的事実を認め、彼らを先住民族であると認定する必要がある。

琉球／沖縄の人びと

琉球の人びとは、14世紀から「琉球王国」を維持してきた。しかし日本は近代国家としてスタートすると、軍事的圧力を行使し、1879年に「琉球王国」を廃止し、「琉球併合」とともに日本の行政機関である沖縄県を設置した。ここから日本の植民地化政策と同化政策が行われた。

その内容は、琉球語（ウチナーグチ）の使用禁止、伝統的慣習・信仰・風俗の禁止などである。今でも日本政府は固有の文化と伝統を認めていない。このような沖縄に対する権利侵害は、沖縄／琉球民族が固有の歴史と文化を持ってきた事実が自明であることから、人種差別撤廃条約の「民族的起源」を持つ集団に対する権利侵害にあたる。

米国からの1972年沖縄返還後、日本国土の0.6パーセント面積の沖縄に、米軍施設の75パーセントが集中している。この土地は本来琉球民族が使用していた土地であり、基地利用により環境が汚染され、土地に根付いた文化、慣習などもないがしろにされた。さらに、米軍及び軍関係者を原因とする暴行、強姦、殺人等の事件も起こり、沖縄の人権は大きく侵害されている。

[参考文献]

- 上村英明『知っていますか？アイヌ民族一問一答』解放出版社、1993年。
- 竹内渉「アイヌ民族」部落解放・人権研究所編『日本における差別と人権』第4版、解放出版社、2002年。
- 梁泰昊・川瀬俊治『知っていますか？在日韓国・朝鮮人問題 一問一答』第2版、解放出版社、2001年。
- 丹羽雅雄「在日外国人の人権と差別禁止法」反差別国際運動日本委員会『日本も必要！差別禁止法 なぜ？どんな？』（現代世界と人権16）解放出版社、2002年。
- 新崎盛輝『現代日本と沖縄』（日本史リブレット66）山川出版社、2001年。
- 新崎盛輝「沖縄」部落解放・人権研究所編『日本における差別と人権』第4版、解放出版社、2002年。
- 田中宏「在日外国人」部落解放・人権研究所編『日本における差別と人権』第4版、解放出版社、2002年。
- 丹羽雅雄『知っていますか？外国人労働者と人権一問一答』解放出版社、1995年。
- 『知っていますか？部落問題一問一答』編集委員会編『知っていますか？部落問題一問一答』第2版、解放出版社、2002年。
- 部落解放・人権研究所ほか編『日本の部落差別 - 歴史・現状・課題 - 』部落解放・人権研究所、2001年。

付属文書 2: 日本における人身売買に関する追加情報

目次

1. 「ソニー」によるコロンビア女性の人身売買に関する最近の裁判の概要
2. アメリカ国務省発表『人身売買及び暴力の被害者に対する 2000 年保護法に基づく人身売買に関する報告書』第 4 章に記載された日本に関する情報
3. ヒューマン・ライツ・ウォッチの 2003 年 6 月 11 日声明『分析を欠き不十分なアメリカ合州国国務省人身売買報告書』に示された日本に関する情報
4. コロンビア人人身売買事件の裁判に関するコロンビア・サンタフェデボゴタ市で発行されている新聞「エル・ティエンポ」紙の報道（原文スペイン語）

1. 裁判の概要

最近の裁判事件から 「ソニー」によるコロンビア女性の人身売買

東京地方裁判所は 2003 年 3 月、萩原（別名ソニー）に懲役 22 ヶ月の判決を下した。検察側の求刑は、2 人の在留資格のない「不法」滞在のコロンビア女性をストリップ劇場（そこでは秘密裏に売春も行われていた）に不法に斡旋したことによる、3 年の懲役と 30 万円の罰金であった。検察側が求刑し法廷が却下した刑罰は、「非合法」移民に仕事を探して斡旋する行為が出入国管理及び難民認定法に照らして非合法であることに基づいたものだった。判決は、人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する 1949 年国連条約を批准した日本が犯罪として扱うべきはずの、被告が売春により被害者たちを搾取していた事実を、完全に無視していた。そうした搾取の事実は被告自身が認めた。

読売新聞は法廷に提出された証拠をもとに、次のように伝えている。ソニーは 1996 年以来、ブローカーとして活動しており、被害者は自らの借金を返済するため売春を強制されていた。ソニーは自分のブローカー行為と不法就労斡旋行為の手数料を受け取っており、2002 年 4 月から 11 月までの期間の手数料として 31,550,000 円（約 26,300 米ドル）を得ていた。被害者たちは、裁判で証言もできないまま「不法」移民として日本を強制退去させられたが、自分ばかりか故郷の家族まで報復されるかもしれないという強い恐怖と不安を感じた、と伝えられている。

コロンビア大使館がこの「ソニー」事件を取り上げ、1 人の領事が法廷で証言を行った。同じ被告から被害を受けたという訴えが大勢から寄せられたからである。75 人の被害者が宣誓書に署名して提出した。それ以外に 52 人が、報復への恐れから署名はせずに口頭で証言した。コロンビア大使館によると、同大使館が設置した「ホットライン」には、ソニーの被害者と同様の搾取を受けているコロンビア人セックスワーカーから助けを求める電話が月に 25 件ほどかかってくるという。この裁判事例の場合、被害者一人ひとりが負った負債の総額はおよそ 500 万円（約 42,000 米ドル）に達したことが大使館の調べでわかった。被害者はそれぞれ、「借金」の「返済金」として 10 日ごとにディーラーに 30 万円（約

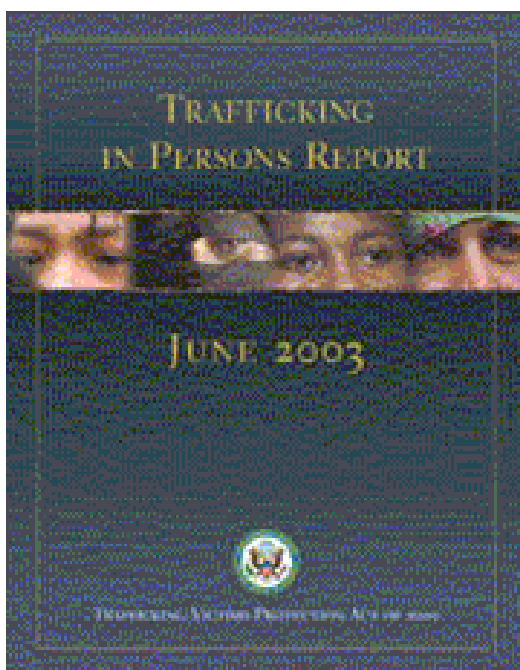
2,5000 米ドル)を支払うことを強いられた。被害者たちはさらに、街角に立つ「権利」としてやくざに 1 万円(約 85 米ドル) 稼ぎの「割り当て」として 1 日 8000 円(約 65 米ドル)を払わされた。

警察庁はこのほど、生活安全局内に「人身売買」を扱う部署を設置した。この部署では被害者の権利が尊重されねばならないことを認識している。しかしながらこの部署では、被害者が逮捕されたとき犯罪者として扱われる事実と異議を唱えることができない。なぜなら彼女たちはそもそも入国管理法を犯した「不法な」外国人であり、入国管理法の執行は警察と入国管理局(法務省内にある機関)の共同管轄だからである。人身売買被害者の基本的人権を守るためには、日本が女性差別撤廃条約第 6 条に完全にのっとった法制度を整備することが不可欠である。

上記の記述は武者小路公秀・中部大学教授 / IMADR-JC 理事長がまとめた。

東京にある駐日コロンビア大使館ソーシャル・ワーカーのオマイラ・リヴィエラ女史から特段の情報提供をいただいた。

2. アメリカ国務省発表「人身売買及び暴力の被害者に対する 2000 年保護法に基づく人身売買に関する報告書」(“Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000: Trafficking in Persons Report”)第 4 章に記載された日本に関する情報(抜粋)



日本(人身売買への対応：第二段階ⁱⁱ)

日本は性的搾取目的で人身売買される男性、女性、子どもの終着国となっている。人身売買の被害者は主に中国、韓国、タイ、台湾、フィリピン、コロンビア及び東欧諸国の出身者である。彼(女)らの中には間違った情報でおびき寄せられる者もいる一方、利益率の高い日本の性産業で働く意思を持って来日し、到着後一連の虐待に遭うといった例もある。人身売買ブローカーの間で人身売買被害者をさらに「転売」とするといった人身売買が日本の中でも行われている。

日本政府は人身売買撤廃のために取るべき最低限の措置をも十分に講じていない。...(中略)... 政府は東南アジアにおける人身売買防止のための様々な努力に対して国際的な資金提供を行っており、他

国政府に焦点が当てられるようなシンポジウムも開催している。しかし自国内における措置は遅れている。日本には人身売買に対処する国内行動計画が存在しない。政府高官が人身売買の本質を理解しておらず、人身売買に関する犯罪行為を狭く定義しすぎ、誰が人身売買の被害者であるかについて政府高官の間でも見解の一致を見ていないために、日本における法執行及び入国管理業務の対応は、結果として人身売買防止の措置を深刻なまでに妨げるものになっている。

人身売買を行った者に対する訴追

日本には人身売買を特に禁止した法律はなく、人身売買を行った者に対して実際には主に出入国管理法及び労働法によって対処している。政府は人身売買を行った者に対する捜査は行うものの、訴追される事件は非常に少なく、科される刑罰も非常に軽く、人身売買に関わるプロのシンジケート（組織犯罪集団）に対する効果的な抑止力となるには程遠い。その点、人身売買ブローカーの中心人物である萩原「ソニー」孝一が逮捕され、有罪判決が下った 2003 年の事件は非常に重要といえる。被告に下された判決は、日本における他の暴行事件と同様に、アメリカ合州国の基準よりも軽いもの（コロンビアから何百もの被害者を連れてくる人身売買犯罪組織を動かすような常習犯に 2 年未満の刑期）であり、これは人身売買を行った者の処罰に関して日本の法制があまりにも弱いことを示している。政府は人身売買に関わる犯罪組織を訴追し刑罰を科すといった措置を積極的には行っていないのが現状である。

人身売買の被害者保護

日本政府は人身売買被害者を適正に保護していない。緊急事由により外国人に特別の短期在留資格を与える権限を有する政府当局担当者が、外国人の人身売買被害者に対してこのような法的措置を取るとはほとんどない。日本政府高官は外国人被害者が置かれている状況に鑑み情状を酌量するように教育を受けているが、実際には外国人人身売買被害者を不法入国者として扱って即刻国外退去させる傾向にある。国外退去を逃れようとした容疑がかけられた場合には、人身売買被害者は入国管理センター入国者収容所に収用されるという、犯罪被害者という彼（女）らの立場にはふさわしくない取扱いを受けることもある。国外退去の問題もあり、人身売買被害者には司法制度の中で人身売買を行った者に対抗できるような法的救済を求めるといった選択肢はほとんどない。...（以下省略）...

出典：'Report IV. Country Narrative- JAPAN', "Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000: Trafficking in Persons Report", US Department of State, 2003

3. ヒューマン・ライツ・ウォッチの 2003 年 6 月 11 日声明「分析を欠き不十分なアメリカ合州国国務省人身売買報告書 ("U.S. State Department Trafficking Report Undercut by Lack of Analysis")」に示された日本に関する情報(抜粋)

分析を欠き不十分なアメリカ合州国国務省人身売買報告書

【2003 年 6 月 11 日 - ニューヨーク発】アメリカ合州国国務省による第 3 回人身売買に関する年次報告書は、人身売買を根絶するための各国政府の措置を適切に評価していないと、本日ヒューマン・ライツ・ウォッチは見解を示した。

「人身売買報告書作成も 3 年目を迎えるが、国務省の報告書は人身売買される人々の数についてさえ確かな数字を提示できていない」とヒューマン・ライツ・ウォッチ女性の権利部最高責任者であるラシ

ヨーン・R・ジェファソン氏は述べている。「報告書は政府によるほんのわずかな解決への動きに過度の信用性を与えているばかりか、例えば人身売買被害者を事実上処罰するものである略式強制退去や留置といった実際の政府の行為を無視している」

国務省は2000年に制定された「人身売買及び暴力の被害者に対する保護法」に基づいて、177ページに及ぶ報告書を本日発行した。報告書は116カ国それぞれの取り組みを、どれだけその国内における政策努力が、同法が設けた人身売買撤廃のための最低基準を満足しているかという点に関して、3つの段階で評価している。第三段階との評価を受けると、その国は最低基準を満たしておらず、目に見える努力がされていないということになる。第二段階と評された国は、まだ最低基準には達していないが改善への動きが見られる、そして第一段階の国は最低基準をクリアしているとされる。報告書は世界中の国を、そして「かなりの数の」人身売買被害者を網羅しているとされる。

国務省は、たとえ明確に人身売買のようなあらゆる形態の強制労働を不法とするような立法がされていなかったり、人身売買に関わる唯一最も権威のある国際人権条約となっている「国際組織犯罪禁止条約を補完する、人身売買の防止および禁止ならびに処罰に関する議定書」の署名や批准ができていなかったりしても、それぞれの国における人身売買撤廃に向けた政策努力に首尾一貫して信用を与えてしまっている。もうひとつ、75カ国が第二段階として評価されているが、これはあまりにも包括的なカテゴリーとなってしまう点も、欠点と認識せざるを得ない。第二段階には様々なレベルの国が存在しているのが実態である。さらに、報告書はまた、それぞれの国が次への段階へと進む具体的な最低基準に関して、適切な説明を欠いている。

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、この報告書が使えるものとなるためには、各国報告の分析枠組みそのものを向上させなければならないと見ている。「私たちは、人身売買に関して政府の腐敗と共謀があることが紛れもない事実であることを承知済みである」とジェファソン氏は述べている。「どれだけ政府機関関係者が人身売買に関係した罪で捜査を受け、訴追され、有罪とされたかという事実が、政府の取り組みを評価するには必要不可欠だ」

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、報告書がより多くの国を対象とし、各国調査報告記述の構成を改善し、人身売買によって多くの形態の強制労働に従事させられた情報を当該報告書に確実に盛り込むようにしたこと、そして国内的な人身売買と国際的な人身売買の両方を論じている点において、昨年と比べ一部改善が見られたことも注記している。

以下、報告書の欠点を列記する：

包括的な段階設定：政府自身が積極的に反人身売買啓発キャンペーンに関わり人身売買根絶のために他国政府と協力しているナイジェリアから、ラオスのように、政府の財政支援に基づいた人身売買防止の努力が何もなく、人身売買を禁止する法制度や人身売買に関係した者を逮捕し訴追する能力がなく、国の汚職が大きな問題となっていて、子どもの人身売買が深刻であるにもかかわらず唯一タイとの国際協定ではまったくもって子どもが保護の対象外になっている国まで、第二段階には本質的にまったく異なる対応を取っている国が広く含まれている。

日本：日本は第三段階と評されるべき

日本では人身売買を特に禁じた法律が存在せず、そうした法律が制定される兆しもない。それどころか、「エンターテイナー（興行）」としての入国事由を認める一方で非熟練労働を認めないという、人身売買を促進するような特別の契約が存在する。人身売買事件は積極的に捜査が行われず、刑罰も軽いも

のとなっている。政府は他の国における意識喚起のための国際プログラムには資金提供を行っているが、日本国内においてますます大きな問題となっている人身売買の問題に対処するような措置はほとんど、あるいはまったく講じられていない。

4. コロンビア人身売買事件の裁判に関するコロンビア・サンタフェデボゴタ市で発行されている新聞「エル・ティエンポ」紙の報道(原文スペイン語)iii

コロンビア：ボゴタ一般紙「El tiempo」

2003年3月13日

今日、コロンビア女性の人身売買に手を染めた日本人マフィア「ソニー」が事実上自由の身になった。東京時間午後3時（コロンビア時間午前1時）、少なくとも400名のわが国の女性を売春婦として働かせようと犯罪のネットワークを張りめぐらすなど指揮・命令したとされる、ヤクザ（マフィア）の長に対する第3回（最終）公判が開かれた。

但しこの裁判では、被告「ソニー」は出入国管理法違反及び労働基準法違反に問われたに過ぎない点、注視する必要がある。

エル・ティエンポ紙や日本の報道では被害者は400名を超えるものとの見解を示している。裁判では、被告はおよそ70名から80名の女性の「マネージメント」をしていたことを認めている。

公判は、ニッポンの司法は手ぬるいという印象を示すものであった。さらに今日の論告求刑では、検察は萩原孝一被告がわが国の女性を搾取したことに係る罪を主張しなかったため、最高に見積もっても、執行猶予や保釈などですぐに釈放されてしまう可能性のある4年の懲役刑に過ぎない。

検察庁は東京のコロンビア大使館と連携して、ヤクザによる様々な暴力を受けつつも恐怖に負けず被害状況を明らかにした唯一の女性のケースを機に、コロンビア女性に対する搾取に関しても立証しようとしてきた。

しかしながら、被害者がコロンビア領地に一步踏み入れた瞬間に、いくら捜査しても被害者の追跡ができなくなってしまっている。「まさに神隠し状態だ」と捜査関係者は嘆く。

「恐怖の念」が最初は物理的な暴力、そして精神的なものへと次々と変化して、なおも被害者を支配し続け、結局「ソニー」にとって有利に働く結果となった。しかしそれだけではない。「ソニー」には裁判官に対する絶好の秘策を持っていたのである。

公判

一連の公判では、トップバッターとして法廷に被告の父親が入廷すると被告は動揺した様子を見せたのであった。被告の父親は60歳以上の白髪の男性で、2回にわたる公判で証言をするために足を引きずりながらも法廷にやってきたのである。

2月14日の前回の公判では、萩原被告の父親は30分にわたってこれまでの経歴について語った。広島原爆投下による被害者であったこと、そしてクラシック楽器の調律師として仕事をしながら一人っ子の「ソニー」を一番の宝のようにして大事に育ててきたことなどを語った。

また、息子を一流大学に入れたいと考えて苦勞を重ね、「ソニー」が広島大学英哲学科を立派に卒業するまでになったということを語った。皮肉にも「ソニー」はこの学び舎で英語とスペイン語を学習したのである。

それから「ソニー」自身が語る段になった。彼が日本の旅行会社でコロンビア女性と知り合いになったというエピソードを披露した。「彼女はコロンビアで人々が難しい局面に直面しているということをいろいろ話してくれた」

彼が思うコロンビアについていろいろ語った後、被告はコロンビアが味わっている苦難のすべてに深い同情を感じてコロンビア女性を救おうと決心したと言葉を結んだ。

何名かの証人は、彼はコロンビアを訪れた際に涙を流さなかったにせよ確かにコロンビアの貧困が生み出す痛みを強く受け止めていたと証言した。

しかし多くの人々はこうした話が信用できなかった。「コロンビア女性に『ソニー』という名前を言うだけでも素直に虐待に応じさせることができる。もしくは『ソニー』がコロンビア女性本人のみならずコロンビアに残した子どもたちや家族に脅迫したり嫌がらせをしたりすると脅せば、彼女たちは何でも言うことを聞かざるを得ない」と、この問題をフォローしている NGO の代表は述べている。

「彼から逃げ出したコロンビア女性に、警察は『ソニー』の写真を見せると彼女は即座にショック状態になった」と大使館職員は記録している。

被害を受けたコロンビア女性は皆同じように様々な脅しを受けている。彼女たちは同胞が殴られているビデオを見せられ、他の場合には逃げようとするとうちに投げると脅されているという。

反抗的な態度になると、いつでも目がつけられていると彼女たちに思わせるために、コロンビアで彼女たちの子どもたちが学んでいる学校名や家族の住所、電話番号といった具体的な情報を言ってみせている。

「本当に惨めだ。2 名のコロンビア女性が入院せざるを得ない状況になったぐらいです」と東京にあるシェルターのディレクターは語った。

結審に向けた攻防

法廷ではどの公判とも 50 名分の傍聴席がすべて埋まった。「ソニーはコロンビア女性のマネジメントにおいて日本で一番であることを自負し、およそ 80 名の女性を扱っていると公言していた」とエル・ティエンボ紙に対して警視庁の担当者ナカノ・ヒロアキ氏は述べている。

被告の証言は被告の法廷戦略と完璧に組み合わせられている。被告は、「日の出ずる国」において人身売買が罪にはならないということをよく理解しており、さらに（不法入国を助長したという）出入国管理法違反及び（コロンビア女性たちを雇用したという）労働法違反は収監するための罪状としては不十分であることも承知している。

検察も、警察も、被告自身も結局のところ「ソニー」が 50 名以上のコロンビア女性を扱っていたことを認めていても、被害者が合法的、財政的に日本での滞在を継続し、法廷の準備をすることが難しく、さらに人身売買された経験から実に染み付いてしまった恐怖の念を拭い去ることが容易ではないため、実際にそれぞれのケースが法廷で争われることはない。

この公判では検察は出入国管理法及び労働基準法違反の罪で懲役 3 年及び罰金 30 万円（= 2541 米ドル）を求刑し、懲役 22 ヶ月の刑が下った。

こうしたことを鑑みると、コロンビア女性の問題は日本の司法史の中でなおざりにされてきたということが明らかになるであろう。東京のコロンビア大使館の働きかけと日本の警察の動きなどがきっかけとなって、ついに日本政府は、人身売買に関する事項も含まれた 2002 年の 12 月に国連国際組織犯罪防止条約に署名している。今後、人身売買を罪とするための刑法改正が期待されている。

今後、検察が法廷に提示できる切り札はおそらく保釈金の額に関わってくる証拠だと見られている。第二回法廷（2 月 27 日）で示された見積もりによると、「ソニー」をコロンビア女性と契約するための

窓口として利用していた会社は年間、少なくとも3百万ドル近くの収入があることがわかっている。

容疑者は80の「コロンビア女性労働者」と契約しているという事実、及びそれぞれの女性から10日で2000ドルを巻き上げて、女性たちを「働かせ」ようとコロンビアからかかった航空運賃など借金清算に必要な割り当て金として50000ドルを要求していた事実を認めている。

しかしながら、今日の法廷もそうであるが、日本の司法ではこうした現状はしっかりと加味されることはないだろうとコロンビア当局は見ている。

このような状況の中、何とか人身売買を裁こうとしている人々の支えとなっているのが、コロンビアの美容室で働き、かつて騙されて日本に送られた経験のある若干20歳ほどの女性が出した100頁にもわたる証言である。

また、これとは別にこの5年間に大使館の支援によりヤクザから逃げさせることができた74のケースも文書化されている。

ボゴタから東京へ 人身売買撤廃に向けたうねりを

昨2月17日、日本の警察庁は売春を撲滅するという関連して重要な作戦を実行に移している。

「初めて日本全国で総合的な作戦が実行できた」と警視庁のナカノ・ヒロアキ氏は語った。「第一の目的はコロンビア人女性を救うことだ」と付け加えた。

「ソニー」事件で得られた情報をもとに18の都道府県24のストリップ劇場に対して一斉踏み込み捜査が行われた。68名が逮捕されそのうち59名がコロンビア女性だった。

コロンビア女性が人身売買の犠牲者であったとしても、結果的には警察に出入国管理法違反で逮捕されてしまう。これ以外の「犠牲者保護」の政策は特にならない。

1997年より東京のコロンビア大使館による抜本的な解決を求めてきたが、これは日本社会そのものに対する重要な問題提起でもある。

このような経緯があり、昨年国会にコロンビアの外交代表が招かれ、日本への人身売買というテーマで議員たちにさまざまな情報が提供する場が設けられたのである。

70名以上のコロンビア女性それぞれのドラマが語られている様々な文書や証言により、アメリカ合衆国政府が2002年に日本に対してコロンビア女性の帰還のために条件付き（通過）証明書を特別に発行しようとして、大きな議論を巻き起こした。90年代末には麻薬に関係する事件でコロンビア人が同じようなビザ・ウェーバーの措置を受けている。

昨12月には、日本政府は国連の人身売買などの犯罪に関する協定に署名しており、現在は人身売買を刑法上の罪として認めるか否か係争中である。

ルス・マリア・シエラ（Luz María Sierra）司法担当：日本外務省の招聘により取材

ⁱ 2.および3.で網掛けの部分は女性差別撤廃委員に提出の際にNGOが目指す重要なポイントを分かりやすくするためにつけたものであり、アメリカ国務省報告書やヒューマン・ライツ・ウォッチに関する記事それぞれの原文のものではない。

ⁱⁱ アメリカ国務省報告書では人身売買問題に対する各国の対応を第一段階（優れた対応をしている段階）から第三段階（充分な対応が行われていない段階）の3段階で評価している。

ⁱⁱⁱ 委員にはスペイン語にて提出、スペイン語を解さない委員用に簡単な解説をつけたほか、スペイン語を解する委員にも一目でポイントがわかるように、重要な部分には網掛けを、記事の対応部分に背景情報・要点などに関するコメントを付した。（ここでは英語解説の訳は省略、背景情報・要点に関するコメントは太字で記事対応部分に訳出する。網掛けは提出した情報と対応している。）